

# AMT/NEWSLETTER

## China Legal Update

2025年12月24日

### 信用修復管理弁法

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂  
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆  
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

#### Contents

##### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

##### II. 中国法令アップデート

- ・信用修復管理弁法 ←今号の注目法令
- ・「労災保険条例」の執行に係る若干の問題に関する意見(三)
- ・大規模ネットワークプラットフォーム個人情報保護規定(意見募集稿)

#### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

##### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第41回(中国メインランド)

日時:2025年7月17日(木)

「中国輸出入管理規制の俯瞰図と実務対応の勘所」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

第 42 回(中国メインランド)

日時:2025 年 10 月 16 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向 (2025 年版)」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 43 回(香港)

日時:2025 年 12 月 18 日(木)

「一国二制度・コモンローの基礎から理解する－香港法の全体像と企業実務」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 藤本 博之

## II. 中国法令アップデート(主に 2025 年 11 月 1 日~11 月 30 日の法令を対象)

### 最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「信用修復管理弁法」である。中国では、社会信用システム構築の一環として、2019年以降、各行政機関が法令整備を進め、2020 年頃から本格化している。例えば、全国民・企業を対象にした社会信用システム、企業信用情報の管理を行う全国統一企業信用修復システム、税務分野に特化した納税信用回復システムである。このように複数の信用情報システムが存在する中、信用失墜(異常状態)になると、企業にとっては事業活動などに大きな制約がかかる。今後は如何にして信用情報の「負の記録」を消去・回復させる仕組みを法整備していくかが課題とされていた。本弁法は、基本的には企業に対する信用情報システムにおける信用修復(回復)のための統一的な規定である。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

#### 公布済み法令

<憲法・行政法>

**信用修復管理弁法**

[ポイント] 本弁法は、中国の信用情報管理システムにおける信用修復に向けた手段に関する統一的な規定である。現在、中国の複数の行政主管部門(市場監督管理部門、税務部門、統計部門等)および一部の地域においては、信用修復制度の関連規定にばらつきがあることから、信用主体(主には企業)に事業活動において大きな支障が生じている(取引活動、資格等の取得において大きな制限を受ける。)。当局(国家発展改革委員会)は、信用修復サービスの公平性・利便性・効率性を高め、ばらつきのある各規定を統一して明確な基準とプロセスを設けるために、本弁法を制定した。日本企業としては、取引先やパートナーの信用情報調査の機会も多いと思われるため、同システムの大きなイメージを理解しておくことは有益である。

本弁法の重要なポイントは以下のとおりである。

#### 1、信用修復の定義

本弁法の規定によれば、「信用修復」とは、信用主体が信用失墜行為を是正し、関連義務を履行した場合に、関連部門が信用喪失情報の公開を終了し、共有及び使用を停止し、併せて信用失墜の懲戒措置を解除することをいう。なお、信用修復の定義には、「公開の終了」に加え、「信用失墜情報の共有及び使用の停止、信用失墜の懲戒措置の解除」といった内容までが明確に規定されている。

#### 2、信用修復の対象範囲

本弁法は、信用修復の対象が信用失墜情報であることを明確に規定している。この点、信用失墜情報とは、「全国公共信用情報基礎目録」および「地方公共信用情報補充目録」に列記されている、信用主体の信用状況にマイナスの影響を及ぼす情報をいう。具体的には、深刻な信用喪失主体名簿情報、行政処罰情報、異常名簿情報などを含む。<sup>1</sup>

#### 3、信用喪失情報の分類の具体化

本弁法は、信用喪失の深刻度に基づき、信用失墜情報を原則として「軽度、中等度、重度」の 3 区分に分類し、各区分に該当する信用失墜情報を判断するための具体的な基準を規定している。例えば、簡易手続き下でなされた行政処罰や「異常名簿」などは軽微な信用喪失情報とされ、比較的高額な罰金を科せられた行政処罰などは一般的な信用失墜情報とされ、巨額の罰金を科せられた行政処罰や、廃業や就業制限を命じられた行政処罰などは重大な信用失墜情報とされている。分類によって、その公開期間及び修復要件が異なる。

#### 4、信用修復プロセスの統一化

<sup>1</sup> 主に法人の関連信用情報を指し、銀行による貸付の不履行又は遅延履行で残っている違約記録等自然人の信用情報の修復は本弁法を適用するかどうかはまだ明確に規定されていない。

信用修復業務の統一化と効率化を図るため、修復プロセスが統一化される。具体的には、「信用中国」ウェブサイト<sup>2</sup>から信用修復の申請を一括受理し、関連主管部門に送付されて修復されたかどうかの認定がなされる。なお、関連主管部門が下した決定も、「信用中国」ウェブサイトを通じて申請者に告知しなければならない。

ただし、「國家企業信用情報開示システム」上で開示されている企業経営活動にかかる行政処罰、抜取検査結果の不合格情報、経営異常名簿への掲載など市場監督管理分野における信用修復については、「市場監督管理信用修復管理弁法」<sup>3</sup>に基づき、國家企業信用情報開示システム<sup>4</sup>上で直接申請することも認められている。

#### 5、破産更生企業の信用修復に関する規定

近年、経済成長率の低下などの影響により、企業の破産案件が増加している。中国における破産制度と信用失墜の修復制度の調整は更に今後の課題である。本弁法は、更生計画または和解協議の実施期間において、更生企業または管理人が人民法院の更生計画認可または和解協議認可の裁定書を持って信用修復の申請を行うことができると規定している。関連主管部門は「必要最小限の原則」に基づき、違法信用喪失情報を一時的に遮断(停止)することができる。

[原文] 信用修復管理办法 (国家発展改革委員会令第 36 号)

[公布／公表機関] 国家発展改革委員会(国家发展和改革委员会)

2025 年 11 月 19 日公布、2026 年 4 月 1 日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

### <社会法>

#### 「労災保険条例」の執行に係る若干の問題に関する意見(三)

[ポイント] 人材資源・社会保障部からの本意見は、「労災保険条例」の適用基準を明確化し、実務上の労災認定における紛争を解決することを目的としている。本意見は、労災認定における重要な判断要素を分かりやすく明示するものである。以下の通り、日本における基準とも重なる点が多く、理解しやすいところがある。主な内容は以下のとおりである。

##### 1.「労働時間」の認定

労災保険条例の第 14 条及び第 15 条における「労働時間」の認定にあたっては、法律に規定される時間であるかどうか、または使用者が従業員に要求する労働時間であるかどうかを考慮しなければならない。「労働時間」には、①法律に規定される労働時間、②労働契約に約定される労働時間、③使用者が規定する労働時間、④使用者に臨時に割り当てられた、または特定の業務任務を完成させるための時間、⑤残業時間を含むが、これらに限らない。

##### 2.「職場」の認定

労災保険条例の第 14 条における「職場」の認定にあたっては、従業員による業務職責の履行に関連する区域及び業務職責の履行上必要な合理的区域に属するか否かを考慮しなければならない。「職場」には、①使用者が従業員の日常の生産経営活動に有効な管理を行うことができる区域、②従業員が特定の業務を遂行するために関連する使用者以外の関係区域、③従業員が業務のためその業務職責に関連する複数の勤務先を往復する合理的な区域を含むが、これらに限らない。

##### 3.「業務に起因する」かの認定

労災保険条例における「業務に起因する」かの認定にあたっては、従業員による業務職責の履行とその傷害との間に因果関係が存在するか否かを考慮しなければならない。「業務に起因する」には、①本職の生産経営活動に従事したことにより受けた負傷、②使用者が指示した業務を遂行したことにより受けた負傷、③使用者の正当な利益を擁護したことにより受けた負傷、④業務期間中に合理的な場所において必要かつ基本的な生理的ニーズを解決しようとして受けた負傷(純粋に私的な理由による負傷を除く)を含むが、これらに限らない。

##### 4.「通勤途中」の認定

<sup>2</sup> <https://www.creditchina.gov.cn/>

<sup>3</sup> 「市場監督管理信用修復管理弁法」は國家企業信用情報開示システム上で開示されている市場監督管理分野の行政処罰、抜取検査結果の不合格情報、経営異常名簿への掲載など市場監督管理分野における信用修復に関する法令であり、本年 11 月に公布し、同年 12 月に施行する予定である。本弁法が市場監督管理、税務、統計等各部門、各地方の信用修復に対し全面的に規定するものに対し、本法令は市場監督管理分野の信用修復の関連内容のみをより詳細に規定するものである。

<sup>4</sup> <https://www.gsxt.gov.cn/>

労働者が通勤を目的とし、合理的な時間内に勤務先と居住地との間を往復する合理的な経路における移動は、通勤途中に該当する。「通勤途中」には、①勤務先と住所地、常居所地又は使用者の宿舎との合理的な時間内に往復する合理的な経路における移動としての通勤途中、②勤務先と配偶者、父母、子供の居住地との合理的な時間内に往復する合理的な経路における移動としての通勤途中、③日常の生活及び業務に必要な活動を行うための合理的な時間及び合理的な経路における移動としての通勤途中、④その他合理的な時間及び合理的な経路における移動としての通勤途中を含むが、休暇等の私的活動又は私事の処理に該当する往復時間及び経路は含まれない。

上記以外に、同意見は、在宅勤務の労災認定、死亡時間の認定、労災に該当しない場合等についても規定している。

[原文] 关于执行《工伤保险条例》若干问题的意见（三）（人社部发〔2025〕62号）

[公布／公表機関] 人力资源·社会保障部(人力资源社会保障部)

2025年11月13日公布、同日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

## 草案・意見募集稿等

### 大規模ネットワークプラットフォーム個人情報保護規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、個人情報保護法やデータ安全法、ネットワーク安全法、ネットワークデータ安全管理条例等の法令を土台としつつ、特に社会的に影響力の大きい大規模ネットワークプラットフォームに対し、より厳格な個人情報の保護義務を課すものである。本意見募集稿が適用される「大規模ネットワークプラットフォーム」のリストは、国家インターネット情報部門が制定・公表し、その該当性の判断にあたっては、以下の要素を考慮するものとされている。

- ✓ 登録ユーザー数が5,000万人以上、又は月間アクティブユーザー数が1,000万人以上であること
- ✓ 重要なネットワークサービスを提供している、又は事業範囲が複数の種類の業務に及んでいること
- ✓ 保有・処理するデータが漏洩、改ざん、毀損された場合に、国家安全、経済運営、国民生活等に重大な影響を及ぼすこと
- ✓ 国家インターネット情報部門及び国務院公安部門が規定するその他の状況

大規模ネットワークプラットフォームに該当する場合、①管理職であって、中国国籍を有し、本土外の永住権や長期滞在許可を持たず、個人情報保護に関する専門知識を有し、関連業務に5年以上従事している者を個人情報保護責任者として定める、②個人情報保護業務機関を設置し、個人情報保護管理制度等を定め、個人情報保護義務の履行状況を監督する、③個人情報を、一定の基準を満たす本土内のデータセンターに保存する、④利用者が簡単に自己の個人情報を訂正したり削除したりすることができるようにするなどの義務を果たす必要がある。中国本土内で大規模なEコマースサイトやSNS等を運営している企業においては、本意見募集稿の今後の動向を注視されたい。

[原文] 大型网络平台个人信息保护规定（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家インターネット弁公室、公安部(国家互联网信息办公室、公安部)

(意見募集期間:2025年11月22日～2025年12月22日)

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 射手矢 好雄 ([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))  
弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))  
弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))  
中国弁護士 屢 锦寧 ([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))  
弁護士 尾関 麻帆 ([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))  
弁護士 横井 傑 ([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))  
弁護士 唐沢 晃平 ([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。